

祝　辞

消費者ネットワーク岐阜第11回総会が開催されますことに、心からお慶び申し上げます。

新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2年4月7日、政府より首都圏（東京都、神奈川県、千葉県、埼玉県）と大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県に緊急事態宣言が発令され、また、同月16日には、その対象地域が全国に拡大されました。

岐阜県においても「新型コロナウイルス感染症非常事態宣言」がなされ、岐阜市においても同様の宣言がなされ、特に多くの人が集まる形での会議等をできる限り回避する必要があることから、関係する士業団体の長として、本日の総会に参加することがかなわないことは、誠に残念でなりません。

消費者ネットワーク岐阜の皆様には、平素から岐阜県司法書士会の事業に対し、格別の御理解と御協力を頂いており、心から厚く御礼申し上げます。皆様の活動には、大変敬意を払いますとともに、その活動の一部を当会会員の司法書士が僅かながらでもお手伝いできることを大変うれしく存じます。

さて、現在大きな社会問題の一つに「相続登記未了土地」「所有者不明土地問題」があります。岐阜県司法書士会では、特別措置法により、長期間相続登記が未了となっている土地について相続人を探索し、相続登記の促進を図る作業に関与しているところです。今後も岐阜方法務局と連携を図りながら、広く市民に対して相続登記を放置しないように周知活動を行ってまいります。

また、成年後見制度をより一層利用しやすくするために「成年後見制度利用促進基本計画」が策定されています。基本計画では、司法書士が、中核機関、地域協議会等で中心的な役割を果たし、地域連携ネットワークの一

員として活動すべく、地方自治体や地域の福祉機関等への働きかけを推進することが期待されていますので、期待に添えるよう、岐阜県司法書士会として、各市町村と連携を強めてまいります。

昨今は、民法の大改正（債権法・相続法）や制度改正が行われ、IT・AI技術を利用した情報処理も飛躍的に進んでいます。これらに対して、消費者が取り残されて行かないよう、消費者ネットワーク岐阜の皆様のご活躍が大いに必要とされるところであり、岐阜県司法書士会としてもできる限り、消費者ネットワーク岐阜の皆様と共に消費者支援に繋がる活動に努めてまいります。

最後になりますが、新型コロナウイルスの終焉と、消費者ネットワーク岐阜の益々のご発展、世話人・会員の皆様のご健勝ご多幸を祈念申し上げ、総会開催の祝辞とさせていただきます。

本日はおめでとうございます。

令和2年5月9日

岐阜県司法書士会
会長 今井 万寿之